

小城市立幼稚園・保育園の民営化ガイドライン

令和 7 年 3 月

小 城 市

1. ガイドラインの目的

公立幼稚園・保育園の民営化については“子ども主体の遊びや活動を通して自ら学ぶ姿を支える保育”を引き続き実施するなど、子どもの最善の利益を図ると共に子どもへの影響が少ない円滑な引継ぎをすることが大切です。

そこで市は、“子どもの最善の利益を図った民営化”についての基本的なルール・基準を示すことを目的として、このガイドラインを作成しました。

尚、このガイドラインについては、今後も、国や社会情勢の動向により、適宜見直しを図るものとします。

2. 民営化の手法

(1) 基本的な考え方

民営化にあたっては、保護者との信頼関係を基本とし、子どもの最善の利益が得られるよう、次の考えのもとにすすめていきます。

I 優良な法人の確保に努めます。

学識経験者や教育・保育・子育て支援などの福祉関係者からなる選考委員会により移管先の選考を実施し、職員の確保や教育・保育の質の確保が担保される法人を選考します。

また、選考した移管先法人には、移管条件を遵守してもらいます。

II 民営化の目的や実施内容について十分な情報提供を行います。

保護者説明会のほか、保護者・移管先法人・市による三者協議会を実施し合意形成を図るとともに、保護者意見の反映に務めます。

III 十分な引継ぎや民営化後の支援により子どもへの配慮に務めます。

市と移管先法人による移管前の共同保育及び移管後の引継ぎ保育を実施し、教育・保育の内容及び個々の子どもの発達への支援について段階的に引き継ぎます。

(2) 民営化の方式

民営化の方式は、民間事業者が自身の判断で柔軟に教育・保育ニーズに対応できるようにするため、民設民営方式とします。

なお、移管先法人は、当該施設の児童の利用定員や教育・保育について従前内容を引き継ぐと共に、各園の状況により「保育園」又は「認定こども園」として移管するものとします。

3. 民営化のすすめかた

公立園の民営化については令和6年4月策定の「小城市立幼稚園・保育園の再編計画」に基づいてすすめていきます。

主な順序	内 容
保護者説明会	募集開始の説明
募集案内及び応募予定事業者への現地説明会	募集要項の説明
移管先法人選考委員会	選考委員選任及び選考会の開催
移管先法人決定	
民間移管基本協定書締結	
移管先法人による保護者説明会	概ね1年前までに実施
三者協議会（保護者・移管先法人・小城市）	移管前から移管後にわたり実施
共同保育（移管先法人の職員が公立園へ）	民営化前3か月間
公立園閉園	
園開園	
引継ぎ保育（移管前園の職員が移管後の園へ）	民営化後最大9か月間

（１）移管先の事業主体

移管先法人は、移管後の質の高い教育・保育の実現のため、自ら幼稚園や保育所等の運営実績のある法人とします。

（２）移管先法人の選定方法

移管先法人は、移管の前々年度までに、学識経験者や福祉関係者からなる選考委員会が書類審査及びプロポーザル方式により選考し、市長へ報告し決定します。

（３）財産の取扱い

- ①土地…移管から10年間の無償貸与。（最終的には購入を前提とします。）
- ②建物…原則、無償譲渡。（但し、別途協議が必要な場合があります。）
- ③備品…原則、無償譲渡。

（４）市内の幼児教育・保育施設、小学校や地域との連携

移管先法人は、小城市の幼児教育・保育ネットワーク会議や研修等に出席すると共に市内の公立私立全ての就学前施設や小・中学校、及び地域との連携を図っていただきます。

（５）保護者説明

市は、移管する園の保護者の不安解消を図るため、移管先法人の選定理由説明を行い、保護者の要望に応じて、移管先法人からの説明会を開催します。

また、移管準備の進行に合わせて移管前から移管後にかけて保護者・移管先法人・市による保護者・移管先法人・市による三者協議会を開催し、情報交換や情報提供を行ないます。

（６）共同保育及び引継ぎ保育

環境の変化による子どもへの負担を軽減するため、民営化前後に約１年間をかけて移管する園の教育・保育内容や、個々の子どもへの関わりを継承するために、共同保育、引継ぎ保育を実施します。

①期 間

期間は最大１２か月間とします。このうち、移管前の３か月間に共同保育を、移管後の９か月間に引継ぎ保育を実施します。

但し、保護者の了解により引継ぎ保育の期間が短くなる場合があります。

②方 法

ア 共同保育

移管先法人は、民営化前の公立園に移管前３か月間職員を派遣して、現在移管する園で行われている保育を確認するとともに、子どもとの信頼関係を築きます。

市は、共同保育にかかる費用相当分を、共同保育終了後に補助金として移管先法人に支給します。

イ 引継ぎ保育

市は、民営化前の公立園に勤務していた職員２名を最大９か月間移管先の園に配置し、教育・保育にあたりながら子どもの安定を図るとともに、公立園での保育の方法や公立園で実施していた各種行事、個々の子どもへの関わりなどの引継ぎを実施します。

４．民営化にあたっての諸条件

市は、民間移管に伴う環境の変化に対する保護者の不安解消のため、移管先法人には国の定める最低基準や市の基準等に加え、民営化にあたっては以下の諸条件を付します。

（１）運営に関すること

- ①幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の準拠
- ②幼稚園設置基準、保育所設置基準及び認定こども園設置基準の準拠
- ③移管する園の受け入れ年齢の継承
- ④指定する利用定員での運営（１歳児、３歳児、４・５歳児の職員配置基準の改善）
- ⑤障がい児保育、医療的ケア児保育、病児保育、特別支援教育の実施
- ⑥延長保育、一時保育、一時預かり等の実施
- ⑦乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施又は実施のための計画策定
- ⑧保護者に費用負担を求める場合は、事前に市に相談し、保護者の理解を得る
- ⑨苦情処理の仕組みの整備（苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員の設置）
- ⑩完全給食の提供
- ⑪食育の推進及びアレルギー対応食の提供
- ⑫虐待や不適切保育の防止・対応強化

(2) 職員に関すること

①職員数

改善後の児童数に応じた職員配置基準（最低基準）を準拠し、加えて障がい児保育、医療的ケア児保育、病児保育、特別支援教育等に配慮した職員等を確保すること。

②経験者の確保

施設長は、教育・保育の経験 15 年以上の経験年数を有すること。

幼稚園教諭及び保育士は、教育・保育の経験 5 年以上の者を 1 / 3 以上配置

③共同保育と引継ぎ保育の実施

移管前 3 か月間の共同保育、移管後は最大 9 か月間の引継ぎ保育を実施

④勤務の継続

共同保育に参加した移管先法人職員は、民営化後も継続して当該施設に勤務

(3) 問題解決に関すること

①三者協議会の開催

移管先法人決定後、保護者、移管先法人、及び市からなる三者協議会を設置し、民営化に伴う諸事項について協議し合意形成を図ること。

なお、民営化後も当分の間、当該協議会を存続すること。

②第三者評価の受審

民営化後の園運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とし、第三者評価を受審すること。

以上の条件は、移管日の前日に在園していた園児が卒園するまでの間は必須とします。

但し、条件変更について保護者と協議し理解が得られた場合は、この限りではありません。

5. 民営化後の市の対応

(1) ガイドラインの履行

市は、保育幼稚園課が窓口となり移管先法人の教育・保育内容を適宜確認し、専門的な指導・助言を行うとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行を確認します。

(2) 相談窓口

市は、保育幼稚園課が窓口となり民営化に伴うさまざまな課題及び問題に対して保護者からの相談を受け付けます。